

## 目 次

- 1 平成30年度定期監査結果（10月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
  - ・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
  - ・会計課
  - ・選挙管理委員会
  - ・公平委員会
  - ・固定資産評価審査委員会
  
- 2 平成30年度定期監査結果（11月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
  - ・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
  - ・大和庁舎(市民サービス課)
  - ・三橋庁舎(市民サービス課)
  
- 3 平成30年度定期監査結果（12月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26
  - ・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課)
  - ・水道課
  
- 4 平成30年度定期監査結果（1月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 39
  - ・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
  - ・小学校(東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、二ッ河小学校、中山小学校)、中学校(蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校)
  
- 5 平成30年度定期監査結果（2月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 58
  - ・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)
  
- 6 平成30年度定期監査結果（3月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 71
  - ・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
  - ・農業委員会
  
- 7 平成30年度定期監査結果（4月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 85
  - ・議会事務局
  - ・消防本部
  - ・教育部(生涯学習課)
  - ・監査委員事務局

柳川市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年11月30日

柳川市監査委員 中村秀樹  
柳川市監査委員 三小田一美

# 平成30年度(10月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)、会計課、  
選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

### 3 監査の実施期間

平成30年10月1日から平成30年10月31日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

平成30年4月1日から平成30年8月31日まで(平成30年度分)

平成29年9月1日から平成30年5月31日まで(平成29年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

## 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

近藤 末治（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪総務部≫

(人事秘書課)

**【指摘事項】**

(支出事務)

ア 職員の旅費について、支給額を誤っているものがある。

**【注意事項】**

ア 旅行命令書の復命欄にチェックのないものがある。

イ 旅行命令書に鉛筆での記入がある。

(総務課)

**【指摘事項】**

(支出事務)

- ア 柳川市防犯灯設置補助金について、誤った金額で交付決定し支払いをしているものがある。
- イ 柳川市交通安全協会の下記の分会への補助金の交付決定にあたり、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行なわれていない。
- ・柳川市交通安全協会 東宮永分会
  - ・柳川市交通安全協会 蒲池分会
- ウ 柳川市交通安全協会分会補助金について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。
- エ 文書保存用箱の購入に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

(その他)

- ア 柳川市個人情報保護審査会に係る起案文書に決裁権者の押印のないものがある。

**【注意事項】**

- ア 物品購入にあたり徴取した見積書に、日付の記入のないものがある。
- イ 柳川市交通安全協会分会補助金について、相手方へ渡すべき補助金等交付決定通知書を渡さずに保管しているものがある。
- ウ 柳川市防犯灯設置補助金交付申請書について、下記のものがある。
- ・領収書の写しの添付がない。
  - ・領収書の写しに但し書きがない。
  - ・領収書の写しの日付が、補助金交付申請書の日付より後の日付である。
- エ 防犯灯設置承認申請書に、鉛筆書きのまま受け付けられているものがある。
- オ 防犯灯設置承認に係る起案文書に、決裁日の記入のないものがある。
- カ 旅行命令書の復命欄にチェックのないものがある。

- キ 公用車運転日誌に、使用時間の記入のないものがある。
- ク 郵便切手使用簿に払出額を誤記しているものがある。
- ケ 現金領収書に、年度、番号の記入漏れや一部破棄しているものがある。

(企画課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 広報やながわ7月15日広告料の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。

(支出事務)

ア 旅行命令書に命令印の押印のないものがある。

(契約事務)

ア 柳川市公式ウェブサイトWebサーバクラウドサービス委託について、契約締結の起案が未決裁であるにもかかわらず、契約締結されている。

イ コミュニティバスオープンデータ作成にかかる契約の予定価格調書に、予定価格設定権者の押印がない。

ウ 高速ページプリンタ有寿命部品交換業務委託（平成29年度分）について、下記の事項が誤っている。

- ・業務完了届の契約締結年月日
- ・業務完了認定通知書の契約締結年月日及び履行期間の開始日
- ・引渡書の契約締結年月日

【注意事項】

ア 現金領収書に年度の記入がないものや、未使用分に出納員名を記入し押印しているものがある。（前年度注意事項）

イ 起案文書について、下記のものがある。

- ・決裁日や施行日の記入がない。（前年度注意事項）
- ・公印使用欄に押印した公印の名称が記載されていない。
- ・公印使用欄の取扱責任者及び押印者の押印がない。

ウ 徴取された見積書に、日付の記入のないものがある。

エ 契約締結伺書の検査員及び検査欄に決裁印の押印のないものがある。

オ 高速ページプリンタ有寿命部品交換業務委託（平成30年度分）について、下記の事項が見受けられる。

- ・業務完了届に決裁日の記載がない。

- ・業務完了検査調書に決裁日、施行日の記載がない。
- ・引渡書に引渡日等の記載がない。

カ 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・使用目的及び使用区間の記入がない。
- ・走行距離の誤り、記入漏れ
- ・到着時のメーターの記入誤り
- ・使用年の記入誤り

(財政課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 30 年 8 月 31 日に支払いを受けた建物総合損害共済基金分担金は、建物共済の解約金であるため、支出の戻入として処理すべきであったが、収入として処理されている。

イ 普通財産の貸付料の算定について、下記のものがある。

(1) 普通財産である土地の貸付料の算定に当たり、決裁を受けて、税務課の算定する固定資産評価額を貸付料の算定に用いる評価額としたにもかかわらず、うち 1 件について、それと異なる金額を基に貸付料が算定されている。

(2) 端数処理の方法等、算定の手順が統一されていない。

(支出事務)

ア 柳川庁舎ひかり電話料 (3/1~31) に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

イ 市有地で不審火が発生した際の隣接水田耕作者へのお詫び訪問における手土産代が報償費から支出されているが、報償費は役務の提供等により受けた利益に対する代償を支出するものであるため、適切な予算科目から支出されたい。

(契約事務)

ア 課長決裁となる物品購入伺兼依頼書について、支出負担行為に係る決裁であるため事務決裁規程第 6 条第 2 項により代決できないが、係長により代決されているものがある。

イ 予定価格が 3 万円を超える消耗品の購入に当たり、契約締結伺書が作成されていないものがある。

ウ 下記の契約に係る予定価格の設定が行われていない。また、(2)及び(3)については、見積書が徴取されていない。

(1) 公会計財務書類作成支援業務委託契約

(2) 企画課設置複合機の賃貸借契約

(3) 総務課設置コピー機の賃貸借契約

エ ふるさと納税包括支援業務委託に係る契約書において、柳川市を「委託者」、相手方を「受託者」としているが、同契約書第 8 条第 2 項で、柳川市を「甲」と表記している。(前年度指摘事項)

オ 下記の契約に当たり受託者から提出された請書について、契約内容を明らかにする仕様書等の添付がない。

- ・ピアス跡地内地下水位調査業務委託
- ・ピアス跡地工場等電気室内絶縁油中P C B分析業務委託

**【注意事項】**

ア 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。(前年度注意事項)

イ 単価契約とされた下記の契約について、契約締結に係る起案文書に年間予定総額の記載がないが、決裁区分及び予算額内での契約となっているかを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。

- ・企画課設置複合機の賃貸借契約
- ・総務課設置コピー機の賃貸借契約

ウ 下記の契約書において、契約事務規則第 29 条の規定により契約保証金の納付を免除するとしているが、適用号数まで記載されたい。

- ・柳川市庁舎マイクロバス運転業務委託契約書
- ・柳川市庁舎清掃等管理業務委託契約書
- ・不動産鑑定評価業務委託契約書

《会計課》

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア OCR処理業務委託の単価契約締結に係る起案文書について、随意契約の根拠規定及び業者選定理由の記載がないとともに、決裁区分及び予算額内での契約となっているかを確認するための年間予定総額の記載がない。また、予定価格の設定についても事績が残されていない。

## 《選挙管理委員会》

### 【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の契約について、予定価格調書が封入された予定価格表が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

- ・ 投票箱購入
- ・ 投票所入場券印刷
- ・ 開票に係るテーブル及びイスのレンタル契約
- ・ 選挙公報用封筒購入
- ・ 最高裁判所裁判官国民審査氏名等の掲示場設置及び撤去

### 【注意事項】

ア 旅行命令書の復命欄にチェックのないものがある。

イ 第48回衆議院議員総選挙啓発推進委託費の交付通知書について、收受処理及び供覧が行われていない。

ウ 新有権者への啓発用の葉書が購入されているが、在庫確認の書類が備えられていないため、受払簿を作成し管理されたい。

### 【要望・意見】

第48回衆議院議員総選挙に係る契約事務について、事務処理が事後に行なわれたことにより、日付の整合性がとれていないものなど、書類の不備が散見された。衆議院の解散により選挙が実施されることとなったため、準備期間が短く、業務多忙であったことは理解できるが、契約事務については、法令に則り適正に処理されたい。

《公平委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《固定資産評価審査委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

**【全般的共通注意事項】**

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を遵守し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

柳川市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年12月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田一美

# 平成30年度(11月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)

大和庁舎(市民サービス課)、三橋庁舎(市民サービス課)

### 3 監査の実施期間

平成30年11月1日から平成30年11月30日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで(平成30年度分)

平成29年10月1日から平成30年5月31日まで(平成29年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

## 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

三小田 一美（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《市民部》

### (税務課)

#### 【指摘事項】

##### (契約事務)

ア 下記の契約書において、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・印刷製本請負契約書（市税等関係専用紙（納付書等））
- ・印刷製本請負契約書（市税関係専用紙（通知書等））

イ カラープリンタの賃貸借契約は長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。長期継続契約の締結に当たっては、翌年度以降の予算の確保ができていないため、契約書に予算が減額又は削除された場合の契約解除条項を付記されたい。

ウ 市県民税課税データ入力（パンチ）業務委託契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

#### 【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、下記のものがある。（前年度注意事項）

- ・使用終了時刻の記入がない。
- ・使用区間の記入がない。

イ 旅行命令書について、旅費の集計金額の訂正に修正液が使用されているものがある。

ウ 課税ファイリングシステム保守業務委託料の支出負担行為書が、誤った金額で作成されている。

エ 国税連携システム保守業務委託契約について、見積状況調書に予定価格及び見積書比較価格が誤記されている。また、契約の締結に係る起案文書にも予定価格が誤記されている。

オ 徴取された見積書に、日付の記入のないものがある。（前年度注意事項）

カ 平成29年度に購入された備品に、財務規則第138条に規定する標識が付されていない。

(市民課)

**【指摘事項】**

(収入事務)

ア 中長期在留者住居地届出等事務委託費交付額決定通知書(変更分)は平成 30 年 1 月 25 日に收受されているが、これに係る調定決議書の起票日が同年 3 月 20 日と遅れている。

(支出事務)

ア 平成 30 年 2 月 7 日の職員の自家用車使用による旅行について、旅費が支給されていない。

(契約事務)

ア デジタルカラー複合機の賃貸借契約について、年間予定総額は 10 万円以上であり決裁区分は部長となるが、契約締結に係る起案文書が課長決裁とされている。

イ 下記の契約締結に当たり予定価格の設定が行われていない。また、(3)～(5)については見積書も徴取されていない。

- (1) 戸籍システム保守業務委託契約 (契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日)
- (2) 戸籍システム保守業務委託契約 (契約期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)
- (3) 電動式回転保管庫 (ファイルストッカー) の保守・点検業務委託契約
- (4) 無料法律相談の委託契約
- (5) 一体型・本人確認書類裏書印字システム保守・点検業務委託契約 (マイナンバーカード用プリンター)

ウ 複数年契約である柳川市戸籍システムバージョンアップ事業リース契約の変更契約の締結に当たり、総務部長との合議が行われていない。

**【注意事項】**

ア 郵便切手使用簿の訂正に訂正印のないものがある。

イ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。

ウ 契約に当たり徴取された見積書に日付の記入のないものがある。

エ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約となっているかを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。

(生活環境課)

**【指摘事項】**

(支出事務)

- ア 生ゴミ処理容器購入助成について、物品購入に伴い付与された購入店のポイントの全部を控除せず助成金を算定し、実質的に要した補助対象経費以上の助成金が交付されているものがある。
- イ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付にかかる支出負担行為書に会計管理者の確認を受けていないものがある。

(契約事務)

- ア 第2次柳川市環境基本計画策定業務委託契約について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行なわれていない。

**【注意事項】**

- ア 柳川市地域婦人会連絡協議会に委託した、平成29年度環境対策活動業務の業務完了検査調書の完了年月日が、平成29年4月1日と誤っている。
- イ 平成30年度カラス等の巣の撤去等業務委託契約締結に係る起案文書について、年間予定総額の記載がないが、決裁区分及び予算額内での契約となっているかを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。
- ウ 起案文書に決裁日の記入のないものがある。(前年度注意事項)
- エ 合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書に下記のものがある。
- ・文字の訂正に砂消しゴムを使用している。
  - ・交付要綱第9条で規定された日までに提出されていない。

(廃棄物対策課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 部長決裁の調定決議書について、所管でない部長の押印がなされているものがある。

(支出事務)

ア 公用車を使用した旅行について、旅費雑費の支払いのないものがある。

イ クリーンセンター周辺地域環境整備交付金について、実績調査報告書が作成されているものの回議されていない。

また、提出年が誤記されている。

(契約事務)

ア 下記の契約について、予定価格調書を入れた封書が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

- ・柳川市指定ごみ収集袋の販売業務委託
- ・柳川市クリーンセンター バグフィルター内部清掃業務（1,2号）委託

イ 廃蛍光管の処分業務委託契約について、予定価格を超える金額で契約締結している。

ウ 予定価格調書について、下記のものがある。

- ・日付の記入がない。
- ・設定権者の押印がない。
- ・設定権者以外の押印がなされ、かつそれが訂正されている。
- ・予定価格や日付の上部に鉛筆で記入されている。
- ・予定価格調書の封入された封筒に、設定権者以外の押印がなされ、かつ消されている。

エ 見積書の日付が、入札（見積）状況調書の入札（見積徴取）年月日より後になっているものがある。

- ・柳川市指定ごみ収集袋販売業務委託
- ・柳川市一般廃棄物（樹木・草）処分業務委託
- ・柳川市一般廃棄物（犬・猫の死体）収集運搬業務委託
- ・柳川市クリーンセンター維持補修工事設計書作成及び監理業務委託

オ 柳川市クリーンセンターガス冷却室清掃業務委託契約書について、貼付されている収入印紙の額が不足している。

カ 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の受託業者選考委員会開催の起案文書について、決裁印の押印がない。

#### 【注意事項】

ア 現金領収書の号数が重複しているものがある。

イ 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・使用時間、走行距離等の記入がない。
- ・使用年月日、到着時のメーターを誤っている。

ウ 請書に納入期限の記載のないものがある。

エ 起案文書について、下記のものがある。

- ・決裁日や施行日の記入がない。(前年度注意事項)
- ・公印使用欄に押印した公印の名称が記載されていない。
- ・公印使用欄に押印者の押印がない。
- ・文書中単価の額を誤っている。

オ ごみの直接搬入手数料の納付に当たり、納入日を誤っているものがある。

#### 【要望・意見】

昨年度の定期監査において、事務処理に誤りや遺漏が多く見られ、また組織としてのチェック体制も機能していないことが懸念されたため、「職員一人ひとりが気を引き締め、ひとつひとつの事務を疎かにせず、十分に適正な業務運営に努められるように」、と要望していた。

しかし、今年度も誤りや遺漏が多く、そのほとんどは不注意や思い込みでの処理により発生していると思われる。再確認をしたり、複数の職員で確認を行うこと等により、十分防止できるものである。一部には、職員同士の連携・連絡不足が原因で不適切な処理になっていると推察されるものも見受けられる。

今一度、事務処理の手順等の確認を行い、課内、係内で十分連携を取りながら、改善されたい。

## 《大和庁舎》

(市民サービス課)

### 【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 29 年度飲料水自動販売機設置に係る行政財産使用料の調定決議書について、起票の時期が遅れている。また納入通知書の納入期限が誤っている。

(支出事務)

ア 公用車を使用した旅行について、旅行命令書により命令権者の命令を受けていないものがある。

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約締結に係る起案文書に業者選定にあたり 1 者見積りとした理由の記載がない。

- ・自家用電気工作物の保安全管理業務委託
- ・西鉄中島駅下駐輪場内整理整頓
- ・プロパンガス単価契約

(その他)

ア 携帯電話用無線通信基地局の設備に係る行政財産使用面積の変更について、財務規則第 135 条に規定する総務部長の合議が行なわれていない。

### 【注意事項】

ア 下記の契約について、契約締結に係る起案文書に年間予定総額の記載がないが、決裁区分及び予算額内での契約となっているかを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。

- ・フルカラー複合機パフォーマンス契約
- ・モノクロコピー機パフォーマンス契約
- ・デジタル複合機MX-354FP保守契約
- ・デジタルモノクロ広幅複合機パフォーマンス契約

イ 物品購入伺兼依頼書に決裁日の記入のないものがある。

《三橋庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 三橋庁舎空調機器等年間保守点検業務委託料について、契約書中相手方を「受注者」としているにもかかわらず、第 6 条及び契約の相手方欄では「受託者」としている。

【注意事項】

ア 三橋庁舎浄化槽設備に係る汚水ポンプ修繕の起工伺に決裁日の記入がない。

イ 郵便切手使用簿の訂正に訂正印のないものがある。(前年度注意事項)

ウ 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・削除された行に課長の押印がされている。
- ・鉛筆で記入されている。
- ・使用時間、使用区間及び走行距離の記入がない。
- ・使用年月日が誤っている。

**【全般的共通注意事項】**

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を遵守し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

柳川市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成31年1月31日

柳川市監査委員 中村秀樹  
柳川市監査委員 三小田一美

# 平成30年度(12月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

建設部(建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課)、水道課

### 3 監査の実施期間

平成30年12月3日から平成30年12月28日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

平成30年4月1日から平成30年10月31日まで(平成30年度分)

平成29年11月1日から平成30年5月31日まで(平成29年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

### 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名  
中村 秀樹（識見監査委員）  
三小田 一美（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《建設部》

### (建設課)

#### 【指摘事項】

##### (収入事務)

ア 現金領収書に金額の記入のないものがある。

##### (支出事務)

ア 職員の宿泊を要する旅行命令は副市長決裁となるが、部長決裁とされているものがある。

##### (契約事務)

ア 職員が店舗で物品を購入し庁舎内へ持ち込む場合、財政課から示された確認課において納品確認を行うこととなるが、原課職員により行われているものがある。

イ 市営吉富団地浄化槽流量調整ポンプ取替工事に係る工事完成認定通知書に、請負代金額が誤記されている。

ウ 広幅デジタルモノクロ複合機賃貸借契約及びパフォーマンス契約に係る予定価格は部長により設定されているが、設定された予定価格（月額）により算出した契約期間中の総額が部長の専決範囲を超えている。

エ 後退道路用地に係る分筆測量業務委託契約について、部長決裁により単価契約が締結されているが、この契約に基づき支出された委託料は、監査日現在、既に部長の専決範囲を超えている。また、200万円以上の委託契約であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。

オ 需用費修繕料から費用が支出された市営団地の修繕工事請負契約及び道路の除草又は補修業務の委託契約に係る契約保証金について、契約金額が30万円を超えているにもかかわらず契約事務規則第29条第7号による免除とされているものがあるが、契約金額が30万円を超えるものについては、同号を適用して契約保証金を免除することはできない。

カ 三橋中学校前街路樹剪定業務委託に係る契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

キ 中島遊歩道除草業務委託契約について、変更契約が締結されているが、受託者から提出された業務完了届及び引渡書、市が作成した業務完了検査調書及び業務完了認定通知書に、変更前の請負代金額が記載されている。

また、変更契約に伴う支出負担行為額の変更が行われていない。

**【注意事項】**

- ア 公用車運転日誌について、下記のものがある。(前年度注意事項)
- ・使用時間の記入がない。
  - ・使用者氏名の記入がない。
  - ・使用目的の記入がない。
  - ・使用区間の記入がない。
  - ・鉛筆で記入されている。
  - ・記入のない行に課長の押印がなされている。
- イ カラーレーザープリンタ賃貸借契約について、予定価格調書と見積状況調書で記載された予定価格が相違している。
- ウ 起工伺において配当残額及び差引額が鉛筆書きされているものがある。
- エ 委託業務の受託者から提出された着手届や完了届、引渡書について、発出日や契約期間等の日付が砂消しゴムで訂正されているものがある。
- オ 下記の契約書に契約保証金を免除する旨の記載があるが、契約保証金を免除する場合は、根拠規定を契約事務規則第 29 条の適用号数まで記載されたい。
- ・原材料購入契約書
  - ・分筆測量業務委託契約書
- カ 三橋中学校前街路樹剪定業務委託契約について、受託者から提出された安全・訓練等の活動報告書に受託者の押印がない。

(都市計画課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 屋外広告物許可申請手数料について、算定を誤っているものがある。
- イ 屋外広告物許可について、柳川市手数料条例第 5 条第 1 項第 5 号を根拠に手数料を免除しているものが、課長により決裁されている。
- ウ 区画整理地内の換地処分により確定した徴収精算金のうち分割納付申請が許可されたものについて、当初確定した金額による調定決議書が起票されていない。

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
- イ 自家用車使用の旅行について、特別承認事項として自家用車使用の旨を記入しているが、これに係る承認印の押印がないものがある。
- ウ 職員の宿泊を要する旅行命令は副市長決裁となるが、部長決裁とされているものがある。

(契約事務)

- ア 公園管理業務委託契約について、契約書の委託物件の表示中位置を誤記しているものがある。
- イ 「景観のすすめ」、「景観の作法帖」印刷製本契約書に定める支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
- ウ 契約金額が 200 万円以上の変更委託契約について、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行なわれていない。
- エ 下記の契約締結は、契約金額が 10 万円を超えているため部長決裁であるが、課長決裁とされている。
  - ・平成 30 年度柳川駅東口駐車場運営管理に関する業務委託契約
  - ・新外町緑地広場樹木剪定業務委託
- オ 契約締結伺書の検査員及び検査に係る決裁欄への押印のないものがある。

(財産管理事務)

ア 西鉄柳川駅自由通路線に係る行政財産使用許可について、財務規則第 121 条第 3 項に規定する市長の決裁を受けていない。また、財務規則第 135 条第 3 号に規定する総務部長との合議が行なわれていない。

**【注意事項】**

ア 行政財産使用許可決議書に決裁日の記入のないものがある。

イ 行政財産使用許可について、許可書の日付が行政財産使用許可決議書の決裁日より前の日付となっているものがある。

ウ 契約締結伺書の起案日が、物品購入・印刷製本伺兼依頼書の決裁日より前の日付となっているものがある。

エ 屋外広告物許可申請書に、表示（設置）期間の記入のないものがある。

オ 保守点検業務の受託業者からの提出書類について、鉛筆書きされているものがある。

カ 公用車運転日誌に下記のものがある

- ・課長の確認印の押印がない。
- ・使用時間の記入がない。

キ 現金領収書に、年度の記入のないものがある。

(国土調査課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

ア 柳川市矢加部・立石国土（地籍）調査業務委託契約について、契約金額は 200 万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。

イ 下記の業務委託契約について、契約事務規則第 29 条第 1 号の規定により契約保証金を免除としているが、提出されている履行保証保険証券に記載されている領収日及び証券作成日は、契約締結日の後日となっている。

- ・柳川市矢加部・立石国土（地籍）調査業務
- ・柳川市金納地内国土（地籍）調査業務

【注意事項】

ア 道路占用許可証について、書面中許可申請日の申請年を誤っているものがある。

イ 物品売買契約について、相手方へ渡すべき契約書を渡さずに保管しているものがある。

ウ 郵便切手使用簿について、下記のものがある。

- ・所属長までの押印がされていない。
- ・訂正されているが訂正印がない。

(下水道課)

**【指摘事項】**

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

ア 汚水幹線管渠内テレビカメラ調査業務委託契約について、柳川市契約事務規則第 29 条第 1 号の規定により契約保証金を免除されているが、提出されている入札・履行保証保険証券に記載されている契約日及び証券作成日は、契約締結日の決裁日より前の日付となっている。

イ 需用費修繕料から費用支出された修繕工事の請負契約について、契約金額が 30 万円を超えているにもかかわらず、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除とされているものがあるが、契約金額が 30 万円を超えるものについては、同号を適用して契約保証金を免除することはできない。

**【注意事項】**

ア 現金領収書に号数の重複しているものがある。

イ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。

ウ 平成 29 年度に購入された備品に、財務規則第 138 条に規定する標識が付されていないものがある。(前年度注意事項)

エ 下記について、鉛筆で記入されている箇所がある。

- ・起工何
- ・水洗便所等改造・切替工事助成金交付申請書及び同意書

オ 契約締結日について、履行期間の開始日が記入されていないものがある。

カ 沈砂池棟給気ファン修繕について、修繕完了届に決裁日の記入がない。また、受注者より提出された着手届及び工程表が鉛筆で記載されている。

キ 公共下水道区域内(2)取付管設置工事における完成検査調書について、検査員である課長の押印がない。

ク 下記について、日付欄や期間欄に記載のないものがある。

- 業務着手届
- 委託業務の受託者から提出された誓約書及び経歴書
- 配水設備等工事完了届

## 《水道課》

### 【指摘事項】

(支出事務)

ア 旅行命令書に旅行期日を誤記して旅行命令を受けているものがある。

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

- ・ 矢加部配水場、磯鳥水源地等運転管理業務委託契約
- ・ 除草等業務委託契約
- ・ 水質検査業務委託契約
- ・ 矢加部配水場清掃業務委託契約
- ・ 浄化槽維持管理業務委託契約（矢加部配水場）
- ・ 浄化槽維持管理業務委託契約（六合配水場）
- ・ 六合配水場保安警備業務委託契約
- ・ 配水施設及び給水装置の修理に関する業務委託契約
- ・ 自家用電気工作物保安管理業務委託契約
- ・ デマンド監視装置運用業務委託契約
- ・ 矢加部配水場等消防設備保守点検業務委託契約
- ・ 水道料金システム用ハンディーターミナルシステム保守業務委託契約
- ・ コピー機賃貸借契約

イ 矢加部配水場外次亜注入設備保守点検業務委託について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく随意契約とされているが、予定価格が同号に定める額を超えているため、同号を適用して随意契約とすることはできない。

ウ 矢加部配水場地下タンク気密漏洩検査業務委託にかかる予定価格調書が、見積徴取日より後の日付で作成されている。

### 【注意事項】

ア 公用車運転日誌に下記のものがある。（前年度注意事項）

- ・ 使用年月日の記入がない。
- ・ 使用時間の記入がない。
- ・ 使用目的の記入がない。
- ・ 使用区間の記入がない。
- ・ 走行距離の記入がない。
- ・ 鉛筆により記入されている。
- ・ 使用記録が漏れている。

- イ 旅行命令書の訂正に訂正印がない。
- ウ 委託業務の受託者から提出された経歴書に日付の記入のないものがある。
- エ 起工伺において、配当残額及び差引額が鉛筆書きされているものがある。

**【全般的共通注意事項】**

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を遵守し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成31年2月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田 一美

# 平成30年度(1月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)

### 3 監査の実施期間

平成31年1月4日から平成31年1月31日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

平成30年4月1日から平成30年11月30日まで(平成30年度分)

平成29年12月1日から平成30年5月31日まで(平成29年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

### 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名  
中村 秀樹（識見監査委員）  
三小田 一美（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《教育部》

### (学校教育課)

#### 【指摘事項】

##### (収入事務)

ア 太陽光発電余剰電力供給金の調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は、財務規則第 25 条の規定により適正な時期に起票されたい。

##### (支出事務)

ア 下記補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。(前年度指摘事項)

- ・ 中学校体育・文化連盟事業補助金（蒲池中学校分）
- ・ 柳川市学校図書館委員会に関する補助金

イ 平成 29 年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。

ウ 職員等の旅費の算定を誤っているものがある。

##### (契約事務)

ア 平成 30 年度教職員健康診断胸部 X 線・胃部 X 線健診委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

イ 豊原小学校校舎外壁改修工事に伴う監理業務委託について、下記のものがある。

- ・ 予定価格表が未開封のまま契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。
- ・ 契約締結伺において、履行期間の開始の日が記入されていない。
- ・ 起工伺と契約締結伺とで随意契約の該当号数が相違している。
- ・ 契約書において、契約保証金が免除とされているが、契約事務規則の条名が記入されていない。

ウ 下記の物品購入について、予定価格が 3 万円を超えるものであるにもかかわらず、見積書依頼を無とし、見積書を徴取していない。

- ・ チャレンジサイエンス事業の実験用教材

#### 【注意事項】

ア 平成 29 年度学校教育指定事業補助金（三橋中学校）の実績報告書について、下記のものがある。

- ・ 報告日より報告書中の事業完了年月日が後日となっている。
- ・ 報告書に添付されている領収証の日付が、報告日より後日となっている。

- ・報告書に添付されている請求書に日付が記入されていない。
- イ 旅行命令書について、下記のものがある。
- ・訂正に修正テープや砂消しを使用している。(前年度注意事項)
  - ・特別承認事項等欄において、自家用車にチェックがされているが、運転か同乗かのチェックが漏れている。
  - ・復命欄のチェックが漏れている。
  - ・旅行月を誤っている。
  - ・旅費欄に金額の記入がない。
- ウ 公用車運転日誌について、下記のものがある。
- ・走行距離の記入がない。
  - ・使用時間の記入がない。
  - ・使用年月日を誤っている。
- エ 起案文書に下記のものがある。
- ・起案日や決裁日、施行日の記入がない。
  - ・公印使用欄に押印した公印の名称が記入されていない。
  - ・公印使用欄に押印者の押印がない。
- オ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。(前年度注意事項)
- カ 見積状況調書について、下記のものがある。
- ・予定価格・見積書比較価格を誤っている。
  - ・見積徴取者の見積金額には消費税を含まないと表記されているが、税込みで書かれている。
  - ・契約金額と見積金額を誤っている。
  - ・順位を誤っている。
  - ・見積決定経過表中同価の見積もりをした者の数を誤っている。
- キ 伺兼依頼書や契約締結伺書について、下記のものがある。
- ・年度を誤っている。
  - ・年度や決裁日の記入がない。
  - ・検査に係る決裁印の押印がない。
  - ・見積書依頼の有無、見積依頼方法、見積徴取予定者が1者の理由が記入されていない。
  - ・契約日を誤っている。

(柳川学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(契約事務)

- ア 下記の物品購入について、見積書の日付が伺兼依頼書の決裁日より前となっている。
- ・ボイラー用処理剤 消火器 ABC 粉末 10 型・20 型
  - ・ボイラー用処理剤 ボイラーメイト・ニュートラルゼット

**【注意事項】**

- ア 起案文書について、公印使用欄に押印した公印の名称が記入されていないものがある。
- イ 契約締結伺書の決裁日が、伺兼依頼書の決裁日より前のものがある。
- ウ 契約にあたり徴取された見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)
- エ ピット内蒸気配管盛替工事の起工伺について、起案の日の記入がない。また、指名競争入札執行伺の施行日の記入がない。

(大和学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(支出事務)

- ア 下記の支出負担行為書について、起票する時期が遅れている。支出負担行為書は、財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。
- ・大和学校給食事業運営補助金
  - ・空調設備修繕

(契約事務)

- ア ボイラー還水装置破損水漏れ修理の物品修繕契約書において、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
- イ 厨房設備機器保守契約書について、契約期間は単年度になっているものの自動更新条項が設けられている。
- ウ 生ゴミ処理機保守点検業務委託について、見積書の日付が事前契約書の起案及び決裁前になっている。
- エ 予定価格が 3 万円を超える物品の購入について、下記のものがある。
- ・契約締結伺書は作成されているものの伺兼依頼書が作成されていない。
  - ・見積書の添付がなく、契約締結伺書が作成されていない。

(その他)

- ア 個人番号（マイナンバー）の記載された文書を他の文書と共に綴っている。

**【注意事項】**

- ア 起案文書に下記のものがある。
- ・決裁日や施行日の記入がない。
  - ・決裁日が鉛筆で記入されている。
  - ・公印使用欄に押印した公印の名称が記入されていない。
  - ・公印使用欄に押印者の押印がない。
- イ 契約に当たり徴取した見積書に日付の記入のないものがある。（前年度注意事項）
- ウ 契約締結に係る起案文書の施行日と契約書の契約日が相違しているものがある。
- エ 伺兼依頼書に、下記のものがある。
- ・見積書依頼の有無、見積依頼方法、見積徴取予定者が 1 者の理由の記入がない及

び記入が誤っている。

- 納品確認の日付の記入がない。

オ 予定価格調書について、下記のものがある。

- 予定価格欄は消費税率を 8%として記入されているが、入札書比較価格に乗じる消費税の税率が 5%と誤記されている。
- 予定価格や日付がボールペンで記入されている上部に鉛筆でも記入がされている。

(三橋学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(支出事務)

ア 平成 29 年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。

**【注意事項】**

ア 平成 29 年度のボイラ修理の完成検査調書において、工期の終了年が誤っている。

イ 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。

ウ 伺兼依頼書に、下記のものがある。

- ・見積書依頼の有無、見積依頼方法、見積徴取予定者が 1 者の理由の記入がない。
- ・配当残額の記入が誤っている。

エ 契約にあたり徴取された見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)

(人権・同和教育推進室)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 29 年度人権啓発活動地方委託金に係る調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は、財務規則第 25 条の規定により適正な時期に起票されたい。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

イ 職員の宿泊を要する旅行命令は副市長合議の上教育長決裁とすべきだが、室長決裁とされているものがある。

ウ 人権・同和問題市民意識調査業務委託料に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

(契約事務)

ア 室長決裁となる伺兼依頼書について、支出負担行為に係る決裁であるため事務決裁規程第 6 条第 2 項により代決できないが、係長により代決されているものがある。

イ 橋本親子ふれあい活動材料の購入について、予定価格が 3 万円を超えており、また、契約事務規則第 23 条第 3 項に規定する見積書を徴さないことができるものに該当しないにもかかわらず、見積書が徴取されていない。

ウ 柳川市人権・同和問題市民意識調査業務に係る業務委託契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

エ 人権・同和問題市民意識調査業務委託に係る履行期間変更要求伺について、契約金額が 200 万円以上であるため必要となる総務部長との合議が行われていない。

オ 柳川市ヒューマンライツ音響照明業務委託契約書について、条文間の整合性のとれていない部分がある。(前年度注意事項)

【注意事項】

ア 起案文書に文書分類名及び保存区分の記入のないものがある。

イ 食糧費支出調書に、相手側対象者とされた団体等の名簿の添付のないものがある。

ウ 物品購入に係る見積書について、F A Xにより受信し原本を徴取していないものがある。

エ 徴取された見積書に日付の記入のないものがある。

オ 柳川市人権・同和教育研究協議会会計について、下記のものがある。

- ・ 支出伺いに請求書及び領収書の添付がない。(前年度注意事項)
- ・ 支出伺いに添付された請求書や領収書に債権者の押印がない。(前年度注意事項)
- ・ 支出伺いに添付された請求書や領収書に日付の記入がない。
- ・ 立替払いされているが、支出伺いにおいて立替は「無」とされ、立替払者氏名の記載及び立替者受領印の押印がない。
- ・ 講師謝金の支払いの際に、所得税の源泉徴収が行われていない。
- ・ 領収書に但し書きの記入がない。

(図書館)

**【指摘事項】**

(支出事務)

ア 平成 30 年 2 月 28 日で決裁された物品購入に係る支出負担行為書の起票日が平成 30 年 3 月 31 日となっており起票が遅れている。支出負担行為書は財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。

イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

ア 柳川市立図書館用図書納入基本契約の締結にあたり、契約金額の総額が 200 万円以上となるため必要となる総務部長との合議が行われていない。

イ TOOLi 情報使用に係る契約について、予定価格表が未開封のまま契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

ウ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。

- ・図書館バッグ（購入） 800 個
- ・雲龍図書館電子写真複写機パフォーマンス契約

エ 当年度契約の単年度契約について、契約書中に長期継続契約と表示している。

オ 平成 30 年度定期報告業務について、書面による承諾を得ることなく受託者から別の者に再委託されている。

**【注意事項】**

ア 旅行命令の取消しに訂正印の押印のないものがある。

イ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。(前年度注意事項)

ウ 伺兼依頼書等の文字の訂正に、砂消しゴムや修正テープが使用されている。

エ 見積状況調書の見積金額について、消費税は含まないとしているにもかかわらず税込金額を記入しているものがある。

### 【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を遵守し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に努められたい。

# 平成30年度(1月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

小学校(東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、二ッ河小学校、中山小学校)、中学校(蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校)

### 3 監査の実施期間

平成31年1月4日から平成31年1月31日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における学校の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また学校の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

平成30年4月1日から平成30年11月30日まで(平成30年度分)

平成29年12月1日から平成30年5月31日まで(平成29年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各小中学校

### 6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調

査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名  
中村 秀樹（識見監査委員）  
三小田 一美（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《小学校》

(東宮永小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(矢留小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(両開小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

- ア 下記購入備品に、財務規則第 138 条の規定による標識の貼付がない。
- ・つながる四線白板 10 枚組

(蒲池小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(有明小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(六合小学校)

【指摘事項】

特にない。

**【注意事項】**

特にない。

(豊原小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

特にない。

(藤吉小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

特にない。

(ニッ河小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

特にない。

(中山小学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

特にない。

《中学校》

(蒲池中学校)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

特にない。

(柳南中学校)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア 契約締結伺書に、検査員の任命及び検査に係る決裁印の押印がないものがある。

**【注意事項】**

特にない。

(大和中学校)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア 伺兼依頼書に、決裁印の押印がないものがある。

イ 契約締結伺書に、検査員の任命に係る決裁が行われていないものがある。

**【注意事項】**

特にない。

**【全般的共通注意事項】**

ア 物品の購入等に関する事務について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れや記入誤り、徴取された見積書に日付の記入がないものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

柳川市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成31年3月29日

柳川市監査委員 中村秀樹  
柳川市監査委員 三小田一美

# 平成30年度(2月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

### 3 監査の実施期間

平成31年2月1日から平成31年2月28日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

平成30年4月1日から平成30年12月31日まで(平成30年度分)

平成30年1月1日から平成30年5月31日まで(平成29年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

### 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名  
中村 秀樹（識見監査委員）  
三小田 一美（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《保健福祉部》

### (福祉課)

#### 【指摘事項】

##### (支出事務)

ア 平成 29 年度の支出負担行為書について、下記のものがある。

- ・会計管理者の確認がされていない。
- ・当該年度の会計管理者でない者の押印がなされている。

イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

ウ 平成 30 年 11 月 22 日に福岡市東区へ旅行した職員の旅費について、支給額を誤っている。

エ 旅行命令書に旅行期日を誤記して旅行命令を受けているものがある。

オ 平成 30 年 3 月 31 日付けで申請された福祉ホーム事業補助金（平成 30 年 1 月から 3 月まで）の交付決定が同年 4 月 2 日になされているが、補助金は平成 29 年度分であるため不適切である。補助金の交付決定については、当該年度中に行われたい。

カ 平成 29 年度の下記補助金について、補助金等交付規則第 15 条に規定されている補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）が作成されていない。

- ・柳川市社会福祉協議会補助事業
- ・地域福祉活動推進事業

##### (契約事務)

ア 下記の委託契約について、契約金額は 200 万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）

- ・在宅介護支援センター事業業務
- ・地域介護予防事業
- ・福祉バス事業業務

イ 介護予防事業業務委託契約において、契約時に提出する書類として委託仕様書に記載されている下記の書類について提出されていない。

- ・業務体制連絡票・従事者名簿（緊急連絡先含む）
- ・有資格者の資格証等の写し
- ・傷害保険契約書等の写し

また、小事業ごとに徴取された見積書について、小計、消費税、総合計が鉛筆で記

入されているものがある。

ウ 地域介護予防事業委託契約について、契約締結日の決裁日、施行日を平成 30 年 4 月 1 日としていながら、契約書の契約日を同月 2 日としているものがある。

また、契約書中履行期限の終期を平成 30 年 3 月 31 日と誤っている。

エ 福祉バス事業委託契約について、予定価格の設定日が、契約締結日の平成 30 年 4 月 1 日より後になっている。

オ 平成 30 年度の三橋町の敬老会事業業務委託契約は平成 30 年 8 月 1 日に締結されているが、契約締結時に既に事業完了している行政区がある。

また、実績報告書について、鉛筆で記入されているもの、実施日等の記載のないものがある。

カ 敬老祝品支給事業の祝状贈呈用額縁の購入について、予定価格が 3 万円を超えるため契約締結伺書の作成が必要であるが、伺兼依頼書のみで購入している。

また、見積書に日付の記入がない。

#### 【注意事項】

ア 公用車運転日誌に下記のものがある。

- ・課長印の押印のないページがある。
- ・削除された行に課長の押印がある。
- ・使用年月日が誤っている。
- ・使用年月日の記入がない。
- ・使用時間の記入がない。
- ・修正液を使用している。

イ 旅行命令書に下記のものがある。

- ・訂正箇所には訂正印の押印がない。
- ・修正液を使用している。

ウ 起案文書に下記のものがある。

- ・決裁日や施行日の記入がない。
- ・公印使用欄に押印した公印の名称が記入されていない。
- ・公印使用欄に押印者の押印がない。

エ 物品購入について下記のものがある。

- ・伺兼依頼書や契約締結伺書に決裁日の記入がない。

- ・見積徴取予定者が1者の理由が記入されていない。
- ・見積書の日付が伺兼依頼書の決裁日より前となっている。
- ・随意契約の該当号数が誤っている。
- ・発注日が契約締結伺書の決裁日より前となっている。

オ 軽度生活援助事業業務委託契約において、予定価格調書の字句等の訂正が行われておらず、契約書や見積状況調書等と不整合である。

また、見積状況調書中見積徴取年を誤っている。

カ 介護予防教室「脳健康教室」事業委託契約について、見積り依頼の起案文書の施行日に、契約締結の施行日を記入している。

キ 戦没者追悼式参列者配布用お供え物購入の見積状況調書において、見積徴取年月日は平成30年8月3日となっているが、見積書の日付は同月9日となっている。

また、見積徴取者の見積金額には消費税を含まないと表記されているが、税込みで書かれている。

ク 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。

(生活支援課)

**【指摘事項】**

(支出事務)

- ア 平成 29 年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。
- イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

**【注意事項】**

- ア 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。(前年度注意事項)
- イ 起案文書に下記のものがある。
- ・ 施行日の記入がない。
  - ・ 公印使用欄に押印者の押印がない。

## (子育て支援課)

### 【指摘事項】

#### (支出事務)

ア 平成30年5月24日に起案された起案文書「平成30年度保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金に係る協議について」に記載された「保育所等整備交付金」及び「認定子ども園施設整備交付金」の金額が、訂正印もなく鉛筆により訂正されている。起案文書中の重要な事項についての訂正は、決裁の信憑性に疑念を生じさせる恐れがあり好ましくないが、やむを得ない事由により訂正する場合は、財務規則第167条の規定に則り適正な方法により行われたい。

#### (契約事務)

ア 学童保育所運営委託変更契約書を更に変更した際の契約書について、委託料は現契約からの変更としながら、当初契約を原契約とする文面で作成されている。

イ 市内の学童保育所に係る保安警備業務請負契約書において、別紙「警備計画、警備対象物件及び細則」に設けられた警備担当時間の記載箇所が空欄のままとされている。

ウ 豊原校区学童保育所運営委託契約書について、当初の契約金額に誤りがあったとして契約書の差替えが行われているが、差替え前の契約書が破棄されずに保管されており不適切である。

なお、契約締結後に金額の誤りに気付いたのであれば、契約書を差し替えるのではなく変更契約を締結すべきである。

### 【注意事項】

ア 起案文書に決裁日や施行日を誤記しているものや、施行日の記入のないものがある。

イ 予定価格が3万円を超える物品購入や印刷製本について、見積書が徴取されていないものがある。

ウ 学童保育所運営委員会から提出された「会長及び支援員に対するインフルエンザ予防接種業務」に係る事業実施報告書に、報告者（学童保育所運営委員会）の押印のないものがある。

エ 平成29年度（第2期）学童保育所育成料減免補てん補助金に係る補助金交付決定及び補助金額確定に係る起案文書に補助金額が誤記されている。また、補助事業実績調査報告書に補助金額が誤記されているものがある。

(健康づくり課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 重度障害者医療費返還金の調定決議書について、起票する時期が早い。調定決議書は財務規則第 25 条の規定により適正な時期に起票されたい。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。  
職員等の旅行については、柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 平成 30 年度救急医療病院群輪番制病院運営補助金に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

(契約事務)

ア デジタル複合機使用貸借契約について、予定価格が 10 万円を超えているが、起案文書に相手を特定する理由の記載がなく、1 者見積により随意契約で締結されている。

イ 平成 30 年度福岡県定期予防接種広域接種に係る契約の締結について、起案文書に決裁権者の押印がない。

ウ 平成 30 年度福岡県定期予防接種広域接種業務委託契約について、対象予防接種は 15 種類であるが、実施要綱では 16 種類と誤っている。

エ 予定価格が 3 万円を超える物品の購入にあたり、事前に伺兼依頼書により決裁を受けることなく、契約締結伺書を起票し決裁を受けているものがある。

オ 物品の購入に係る契約締結伺書について、検査員に係る決裁欄に押印のないものがある。

カ 下記の契約書について、「(以下「甲」という。)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。

- ・事業状況報告・調交申請書等作成システム改修業務
- ・平成 30 年度特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務

キ 下記の契約について、柳川市契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

- ・平成 30 年度柳川市集団検診業務委託

ク 専用紙（納付書等）印刷契約書について、支払遅延の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。（前年度指摘事項）

**【注意事項】**

ア 柳川市国民健康保険健康づくり事業助成金申請書について、助成要綱第 5 条に規定する期間内に受け付けていないものがある。

イ 起案文書に下記のものがある。

- ・ 決裁日の記入がない。
- ・ 公印使用欄に押印した公印の名称が記入されていない。
- ・ 公印使用欄に押印者の押印がない。

ウ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。

エ 旅行命令書に下記のものがある。

- ・ 旅行命令の取消しに訂正印の押印がない。
- ・ 復命欄に記入がない。

オ 専用紙（納付書等）印刷契約について、契約保証金が免除とされているが、根拠となる契約事務規則の条名が記載されていない。

カ 国民年金法に基づく電子媒体化・様式統一化に係るシステム改修業務委託について、見積状況調書に記載された見積書比較価格が予定価格調書と相違している。

キ がん検診案内文、クーポン用紙の印刷に係り徴取した見積書に日付の記入のないものがある。

**（総合保健福祉センター）**

**【指摘事項】**

（収入事務）

ア 平成 30 年 4 月に当該年度 1 年間の行政財産使用を許可したものについて、決定した金額での調定決議書が起票されていない。

（支出事務）

ア 平成 29 年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。

(契約事務)

- ア 柳川総合保健福祉センター印刷機賃貸借（2 台）契約に係る予定価格表が封印されていない。（前年度指摘事項）
- イ 下記に設置された自動券売機の保守契約書について、保守の範囲を仕様書と異なる内容で作成している。
- ・柳川総合保健福祉センター 柳川温泉 南風
  - ・柳川総合保健福祉センター すこやかルーム

(財産管理)

- ア 平成 30 年 4 月 1 日から 1 年間の使用にかかる行政財産使用について、財務規則第 122 条第 2 項に規定する日までに使用財産変更許可申請書が提出されていない。

**【注意事項】**

- ア 起案文書に決裁日の記入のないものがある。
- イ 物品購入に係り徴取された見積書に、日付の記入のないものがある。
- ウ 三橋総合保健福祉センター送迎バス運行業務仕様書中、委託する運行期間の表示を誤っている箇所がある。
- エ 総合保健福祉センター利用（変更）許可・使用料減免申請書に、使用日が鉛筆書きのまま受付されているものがある。
- オ 公用車運転日誌について下記のものがある。
- ・走行距離数の記入がない。
  - ・走行距離数の記入が誤っている。
- カ 水の郷自主事業実行委員会会計について下記のものがある。
- ・支出命令書の金額と添付された領収書の額が相違しており、差額分が担当職員により負担されている。
  - ・収入命令書に決裁日の記入がない。
  - ・徴収した請書や領収書に収入印紙の貼付がない。

(人権・同和対策室)

**【指摘事項】**

(支出事務)

ア 事務決裁規程において所属職員の宿泊を要しない旅行命令は課長の専決事項とされているが、第31回部落解放・人権筑後地区研究集会参加のために発せられた課長補佐級までの職員に対する旅行命令が、所属部署にかかわらず全て人権・同和対策室長による命令とされている。各所属長による旅行命令とし、人権・同和対策室長と合議を行うこととするのが適当である。

(その他)

ア 個人番号(マイナンバー)の記載された文書が、他の文書と共に綴られている。

イ 市営住宅管理人の委嘱に当たり、委嘱状の交付が行われていない。

**【注意事項】**

ア 起案文書に決裁日や施行日が誤記されているものや記入のないものがある。(前年度注意事項)

**【要望・意見】**

所管する市営住宅の使用料及び住宅新築資金等貸付金に多額の未収金があるため、債権回収に注力されるよう昨年度の定期監査で要望したが、住宅使用料については納付指導による改善がみられるものの、住宅新築資金等貸付金については新たな取り組み等は見られず、対策が講じられたとは言い難い状況である。

長年に亘り返済が滞っているにもかかわらず債権回収の取組みが進まない背景として、これまでの経緯について担当者間で十分な引継ぎが行われてこなかったことや現状の把握が不十分なことが考えられる。

市の債権は市民から預かった財産である。手を尽くさずに放棄することのないよう、使命感を持って債権回収に向け尽力されたい。

### 【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を遵守し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に努められたい。

柳川市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成31年4月26日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田 一美

# 平成30年度(3月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)、  
農業委員会

### 3 監査の実施期間

平成31年3月1日から平成31年3月29日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

平成30年4月1日から平成31年1月31日まで(平成30年度分)

平成30年2月1日から平成30年5月31日まで(平成29年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

## 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

三小田 一美（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《産業経済部》

(農政課)

### 【指摘事項】

(支出事務)

- ア 下記に係る支出負担行為変更書に会計管理者の押印がない。
- ・平成30年度柳川市農業振興対策事業費補助金（水田農業担い手機械導入支援事業）（伝票番号 0029858-01）
  - ・平成30年度柳川市農業振興対策事業費補助金（水田農業担い手機械導入支援事業）（伝票番号 0029849-01）
- イ 下記の補助金について、柳川市補助金等交付規則第15条の規定に基づく補助事業実績調査報告書が作成されていない。（前年度指摘事項）
- ・平成30年度柳川市高性能農業機械導入補助金
  - ・平成30年度水田担い手機械導入支援事業補助金
  - ・平成29年度農事組合長研修等補助金
  - ・平成29年度農業振興対策事業費補助金（産地パワーアップ事業）
- ウ 農業経営体育成資金利子助成金について、融資機関が交付申請者を代理して利子助成金の交付を受けようとするときは、毎年度1月20日までに交付申請書等を市長に提出することが交付規程において定められているが、平成29年度の交付申請書が規定の期間内に提出されていない。
- エ 平成30年度に補助事業者7組織から提出された多面的機能支払交付金に係る活動計画書について、收受処理や供覧が行われていない。
- オ 中止り防止機械等助成業務委託について、事業完了前に受託者から事業完了届が提出され、委託料の支払いが行われている。

### 【注意事項】

- ア 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。
- イ 公用車運転日誌について、下記のものがある。
- ・消せるボールペンを使用している。
  - ・走行距離を誤記している。
- ウ 旅行命令書について、下記のものがある。
- ・訂正箇所には訂正印がない。
  - ・訂正に砂消しゴムを使用している。

- エ 伺兼依頼書について、下記のものがある。
- ・徴収された見積書の添付がない。
  - ・納入検査日の記入がない。
- オ 契約書において契約保証金を「免除」としているものがあるが、根拠規定まで記載されたい。
- カ 単価契約とされたふれあい農園除草作業等業務委託契約の締結に係る起案文書について、決裁区分及び予算額内での契約となっているかを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。
- キ 補助事業実績報告書の確認の際に預かった通帳や補助金交付決定通知書等を、補助事業者に戻却せず、そのまま保管しているものがある。(前年度注意事項)
- ク 各種補助金等に係る交付申請書や実績報告書について、記載内容や添付書類に不備があるにもかかわらずそのまま受領されているものが見受けられるため、受領の際は内容を精査し、不備があるものについては訂正や補完を求めるなど適切に指導されたい。
- ケ 市に事務局を置く財政援助団体について、下記のものがある。
- ・事務局職員が、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定に基づく市の命令を受けることなく旅行している。(前年度注意事項)
  - ・事務局長があて職でないものについて、書面による任命手続きが行われていない。
  - ・起案文書や伝票、旅行命令書が事務局長等により専決されているが、専決の根拠が明らかでない。
  - ・收受文書の回覧や起案文書の回議、決裁欄等が市の役職名で作成されている。
  - ・起案文書や伝票に決裁日や施行日の記入がない。
  - ・起案文書や伝票に決裁印の押印がない、又は、決裁者ではない者が誤って押印している。(前年度注意事項)
  - ・支出伝票に添付された請求書に日付の記入がない。
  - ・支出伝票に添付された領収書に但し書きの記入がない、又は、「品代として」等の記載とされ何の領収書か確認できない。
  - ・支出伝票に添付された領収書に内訳が誤記されている。
  - ・支出伝票に領収書の添付がない。
  - ・懇親会等の費用に係る支出伝票に参加者名簿の添付がない。
  - ・資金前渡として支出されているが、支出伝票に資金前渡者名の記載がなく、受領印の押印もない。(前年度注意事項)
  - ・報酬の支払に当たり所得税が源泉徴収されていない。

(水路課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。  
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
- イ 有明海東部地区農地海岸事業推進協議会から支出している旅費について、一般会計から重複して支払っている。
- ウ 歳出予算流用申請書に財政課長の押印のないものがある。

【注意事項】

- ア 予定価格が3万円を超える物品購入について、見積書が徴取されていないものがある。
- イ 行政財産使用許可について、使用料の算定が遅れたことにより日付を遡り使用許可の決定をしているものがある。
- ウ 旅行命令書の命令印が砂消しゴムにより訂正されているものがある。
- エ 旅行命令書に復命欄への記入のないものがある。
- オ 過年度水路使用料について、収入簿に記載された金額が誤っているものがある。
- カ 契約に係る起案文書に下記のものがある。
  - ・ 決裁日や施行日の記入がない。
  - ・ 使用した公印の名称の記入がない。
  - ・ 公印押印者の押印がない。
- キ 公用車運転日誌に下記のものがある。
  - ・ 課長印の押印がない。
  - ・ 使用者氏名の記入がない。
  - ・ 使用区間の記入がない。
  - ・ 使用目的の記入がない。
- ク 水路課に事務局が置かれている有明海東部地区農地海岸事業推進協議会会計について、繰越金に係る収入命令書及び基金からの繰出金の支出命令書が起票されていない。  
(前年度注意事項)

(水産振興課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 29 年度県補助金について、平成 30 年 3 月 22 日付けで変更交付決定を受けているにもかかわらず平成 30 年 4 月 1 日に平成 30 年度調定として起票している。

(支出事務)

ア 平成 30 年 6 月 21 日の福岡市博多区への旅行命令について、特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているが、これに係る承認印の押印がない。

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約にあたり予定価格が設定されていない。また、後者については随意契約にかかる根拠規定も記載されていない。

- ・ 漁港漂着ごみ（木屑異物混材等）（混合廃棄物）処分業務
- ・ 漁港等の清掃業務委託

【注意事項】

ア 起案文書に下記のものがある。

- ・ 公印使用欄に押印した公印の名称が記入されていない。
- ・ 公印使用欄に取扱責任者の押印がない。

イ 物品購入事務において、伺兼依頼書の納入検査日が同書の納品確認日や納品書の日付より前になっているものがある。

ウ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。

エ 補助金について、補助金等交付規則第 15 条に規定する補助金等確定通知書を省略できるものに該当しないにもかかわらず、通知書が作成されていないものがある。

オ 福岡県有明海漁業振興対策協議会会計について、はがき及び切手購入の領収書に宛名の記入がない。

カ 柳川市有明海対策実行委員会会計について、切手購入の領収書に宛名の記入がない。

(商工・ブランド振興課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 柳川市商店街振興組合に対する第 2 駐車場用地としての普通財産貸付について、普通財産貸付決議書が作成されていない。また、財務規則第 130 条に規定する担保の提供や保証人について決裁を受けることなく免除している。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 柳川市新規創業者支援事業補助金について、交付要綱第 3 条に規定する補助対象者に該当しないものに対し補助金交付決定し、補助金を支払っているものがある。

(契約事務)

ア 下記の契約書について、見積書が徴取されていない。

- ・平成 30 年度中島イノベーションセンター管理運営業務委託
- ・平成 30 年度柳川市創業支援拠点施設管理運営業務委託

イ 下記の契約書について、収入印紙の貼付がない。

- ・平成 30 年度普通財産借受申請に係る貸付契約（柳川商店街第 2 駐車場）
- ・平成 30 年度中島イノベーションセンター管理運営業務委託
- ・平成 30 年度中島イベント広場駐車場に係る土地の賃貸借契約
- ・平成 30 年度柳川市創業支援拠点施設管理運営業務委託
- ・消費者被害啓発用コットンバッグ購入

ウ 中島イベント広場駐車場管理委託契約について、平成 30 年度より 5 年間で契約されているが、柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条の規定により、契約期間は 3 年以内でなければならない。

エ めいぶつチョイスを利用した地域経済応援ポイントに係る業務についての覚書は、債務負担行為が設定されていないにもかかわらず、自動更新条項が付記されている。

オ 中島イノベーション事業推進アドバイザー業務委託契約について、契約書中条文に誤りがある。

カ 中島イベント広場駐車場に係る土地の賃貸借契約について、契約書中条文に誤りが

ある。

**【注意事項】**

- ア 旅行命令書に復命欄への記入のないものがある。
- イ 伺兼依頼書に決裁日の記入のないものがある。
- ウ 起案文書に、使用した公印名の記入のないものがある。
- エ 柳川市住宅リフォーム助成事業の工事完了報告書について、交付要綱第 14 条に規定される日までに提出されていないものがある。
- オ 柳川市住宅リフォーム助成事業補助金交付決定通知書について、相手方に渡さず市に保管されているものがある。
- カ 補助事業実績調査報告書に、課長の押印のないものがある。
- キ 柳川市商店街空き店舗等対策事業補助金について、対象者 2 名の採点表が逆に記入され、そのまま成果報告に転記されている。

(観光課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
- イ 職員が宿泊を要する旅行申請をしているが、課長により決裁されている。柳川市事務決裁規程第4条の規定により、旅行命令権者である副市長の決裁を受けられたい。
- ウ 部長の旅行命令について、部長自ら決裁しているものがある。柳川市事務決裁規程に則り、旅行命令権者から命令を受けられたい。
- エ 職員等の旅費の算定を誤っているものがある。
- オ 中山大藤まつり補助金の交付決定にあたり、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。

(契約事務)

- ア 温泉管理業務委託契約に係る決裁等において、契約金額が200万円以上であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。
- イ 下記の契約について、柳川市契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
- ・地域おこし隊の船頭技能習得業務
  - ・東京観光プロモーション事業業務委託
- ウ 特別措置出動請負契約について、契約書に契約年月日が記入されていない。また、同書第9条に特別措置時事故の発生を通報するための緊急連絡先欄が設けられているが記入されていない。
- エ 東京観光プロモーション事業業務委託について、契約締結の起案文書に決裁権者の押印がなされていないが契約締結されている。
- オ Webカメラ等設置場所使用にかかる貸借契約について、単年度契約になっているものの自動更新条項が設けられている。
- カ 柳川市情報発信戦略業務委託契約について、“おもてなし柳川”市民会議の契約であるにもかかわらず、市長印で契約している。

## 【注意事項】

- ア 起案文書に下記のものがある。
- ・ 決裁日や施行日の記入がない。
  - ・ 公印使用欄に押印者の押印がない。
  - ・ 決裁欄の決裁者と決裁区分欄の決裁者が相違している。
- イ 公用車運転日誌に下記のものがある。
- ・ 使用年月日や使用時間の記入がない。
  - ・ 使用年が誤っている。
  - ・ 走行距離の記入がない。
- ウ 旅行命令書に下記のものがある。
- ・ 修正液や消せるボールペン（フリクションボールペン）の使用がされている。
  - ・ 訂正箇所には訂正印がない。
  - ・ 復命欄に記入がない。
  - ・ 特別承認事項等欄に記入がない。
- エ 購入備品に財務規則第 138 条の規定による標識の貼付のないものがある。(前年度注意事項)
- オ 物品購入について、契約締結伺書の納入検査日に記入がないものがある。
- カ 契約にあたり徴取された見積書に下記のものがある。
- ・ 日付の記入がない。
  - ・ 記載された年度が誤っている。
- キ M2Mセンサネットサービス利用に関する覚書について、締結の起案文書中契約相手の社名、職名を誤っている。また、公印を使用しているが、使用欄は締結の起案ではなく、見積書徴取の起案に記載、押印している。
- ク 契約書について、契約保証金を免除しているが、契約事務規則第 29 条の適用号数の記載がないものがある。
- ケ 予定価格表の年度を誤っているものがある。
- コ 1 者と随意契約する場合において、見積書の日付が契約事前伺の決裁日より前のものが見受けられる。当該見積書は予定価格設定のための参考見積もりと推測されるが、決裁後正式な見積書を徴取されたい。

サ 白秋祭水上パレード補助金について、平成 28 年度に補助事業により生じた余剰金 1,113,640 円が平成 29 年度の補助事業収支報告書に繰越金として計上されていない。  
(前年度注意事項)

シ BABYGO14 実施事業補助金の実績報告書は平成 31 年 3 月 5 日付けで提出されており、同報告書において事業完了年月日は平成 30 年 11 月 26 日と書かれているが、添付されている収支決算書の終期は平成 31 年 3 月 31 日となっている。

受領の際は内容を精査し、不備等がある場合は訂正や補完を求めるなど適切に指導されたい。

## 《農業委員会》

### 【指摘事項】

(その他)

ア 農業委員会総会議事録について、会議規則第13条第2項の規定により会長が指名した2人の委員が署名押印しなければならないが、委員の署名のみで押印がない。

### 【注意事項】

ア 現金領収書の未使用分に、出納員名を記入し押印しているものがある。

イ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。(前年度注意事項)

ウ 徴取された見積書に日付の記入のないものがある。

エ 会議録作成業務委託契約にかかる予定価格調書に、予定価格と入札書比較価格が逆に記入されている。

オ 単価契約とされた会議録作成業務委託契約の締結に係る起案文書について、年間予定総額の記載がないが、決裁区分及び予算額内での契約となっているかを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。

### 【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を遵守し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に努められたい。

柳川市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和元年5月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田 一美

# 平成30年度(4月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

議会事務局、消防本部、教育部生涯学習課、監査委員事務局

### 3 監査の実施期間

平成31年4月1日から平成31年4月26日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

平成30年4月1日から平成31年2月28日(平成30年度分)

平成30年3月1日から平成30年5月31日(平成29年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

### 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証

拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名  
中村 秀樹（識見監査委員）  
三小田 一美（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪議会事務局≫

**【指摘事項】**

特になし。

**【注意事項】**

ア 政務活動費の収支報告書については、添付されている領収書等に一部不備や誤りが見受けられる。受領の際は内容を精査されたい。

## ≪消防本部≫

### 【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成30年4月2日起票の電柱使用料の調定決議書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。

(契約事務)

ア 物品売買単価契約書の一部を変更する契約書（アポロキャップ）について、契約日が記入されていない。

イ 平成30年度消防緊急通信指令システム保守業務委託について、契約金額が200万円以上であるが、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）

### 【注意事項】

ア 旅行命令書について、下記のものがある。

- ・記載のない行に課長の押印がなされている。
- ・決裁規程において、代決できる職員とされていない職員により代決されている。

イ 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・使用時間の記入がない。
- ・走行距離や走行区間の記入がない。

ウ 起案文書や起工伺等について、下記のものがある。

- ・決裁日や施行日の記入がない。
- ・決裁日や施行日が鉛筆で記入されている。

エ 物品購入に係る見積書について、下記のものがある。

- ・徴取した見積書に日付の記入がない。（前年度注意事項）
- ・FAXにより受信し原本を徴取していない。
- ・税込単価を加筆している。

オ 伺兼依頼書や契約締結伺について、下記のものがある。

- ・見積書の日付が伺兼依頼書の起案日、決裁日より前となっている。
- ・伺兼依頼書に随意契約の適用号数が記入されていない。
- ・配当残額が鉛筆で記入されている。
- ・配当残額が記入されていない。
- ・決裁年を誤っている。

- ・納入確認日を誤っている。

カ 第 25 回福岡県消防操法大会出場三橋選抜訓練激励式の報告書が決裁されていない。

## 《教育部》

(生涯学習課)

### 【指摘事項】

(収入事務)

ア 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書並びに使用料について、下記のものがある。

- ・申請日や利用施設名、使用目的、減免申請理由等、申請者が記入すべき事項に記入漏れがある。(前年度指摘事項)
- ・市側で記入すべき減免区分や使用料について、記入漏れや記入誤りがある。(前年度指摘事項)
- ・使用料の算定を誤っている。(前年度指摘事項)
- ・柳川市コミュニティ施設条例施行規則で定められた様式でないものを使用している。

イ 古文書館資料コピー代（8月分）に係る調定決議書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。

ウ 体育施設への飲料水自販機設置のための行政財産使用について、平成29年4月に使用許可しているが、決定した日で調定決議書が起票されていない。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。  
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 植木剪定・処分業務の請書を平成29年4月1日付けで徴取しているにもかかわらず、支出負担行為書が平成30年3月31日に起票されている。支出負担行為書は、財務規則第50条の規定により適正な時期に起票されたい。

ウ 上町遺跡等発掘調査費の臨時職員賃金から社会保険料への予算流用申請書に、決裁権者の押印がない。

エ 旅行命令書に特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているものについて、これに係る承認印がないものがある。

オ 柳川市民体育館外壁等防水補修工事にかかる支出負担行為変更書が、未決裁のまま会計管理者の確認を受けず保管されている。

カ 平成29年度鷹尾地区流鏑馬・神幸・風流継承事業補助金の補助事業実績報告に係る

起案文書に決裁権者の押印がない。

キ 柳川市通学合宿事業補助金交付決定通知書について、交付決定通知書の日付（年）を誤っているものがある。

(契約事務)

ア 下記の契約の支払遅延に対する遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。(前年度指摘事項)

- ・柳川市文化財調査報告書第 14 集『上町遺跡Ⅱ』印刷製本
- ・蒲池公民館 コピー機の保守及び消耗品等の供給に関する契約

イ 下記は契約金額が 200 万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。(前年度指摘事項)

- ・大和生涯学習センター管理業務委託契約
- ・三橋生涯学習センター管理業務委託契約

ウ 下記の契約において、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行なうこととなる自動更新条項が付されている。(前年度指摘事項)

- ・柳川市民体育館・柳川市民弓道場警備業務
- ・柳川市民体育館防火対象物点検業務
- ・旧戸島家住宅管理業務等委託契約書
- ・旧戸島家住宅警備業務委託

エ 蒲池ゲートボール場除草業務委託について、業務実施後に日付を遡り請書を徴取している。

オ 下記の契約について、契約書別紙 1 に記載すべき警備担当時間の記載がない。

- ・柳川市民体育センター警備業務
- ・柳川市民武道場警備業務
- ・むつごろうランド農林漁業体験実習館警備業務

カ 下記の契約書について、契約日の記入がない。

- ・旧戸島家住宅警備業務委託

キ 下記の契約書について、「(以下「甲」という。)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。

- ・市史編さん係 コピー複合機 i m a g i o M P C 2802 S P F リコーパフォーマンス

## 契約

ク 柳川古文書館清掃業務について、仕様書と異なる数量で積算された見積額により決定し、契約締結している。

ケ 下記の契約について、設定権者による予定価格が設定されていない。

- ・柳川市民体育館消防用設備保守点検業務

### (財産管理)

ア 工事の現場事務所及び資材置き場設置に係る行政財産使用許可について、財務規則第 135 条に規定する総務部長との合議が行なわれていない。

- ・平成 30 年 5 月 7 日～平成 30 年 10 月 15 日 ふれあい自然の家（現場事務所用）
- ・平成 30 年 4 月 27 日～平成 30 年 10 月 31 日 ふれあい自然の家（現場事務所用）

イ 工事における現場事務所設置に係る行政財産使用料について、使用料の算定が行政財産使用料条例による取扱いとされていないものがある。

ウ 体育施設への飲料水自販機設置のため前年度から継続して使用するものの行政財産使用許可申請書が、財務規則第 122 条第 2 項に規定する日までに提出されていない。

### 【注意事項】

ア 下記の契約書において、契約保証金を免除する旨の記載があるが、根拠規定を適用号数まで記載されたい。（前年度注意事項）

- ・柳川市内児童公園遊具調査業務委託
- ・柳川市民体育館機械警備業務委託
- ・大和 B & G 海洋センター警備業務委託
- ・柳川市学童農園むつごろうランド消防用設備保守点検業務委託

イ 委託契約や備品購入にかかり徴取した見積書の日付が、伺兼依頼書や見積依頼文書の決裁前の日付になっているものがある。

ウ 下記の契約に係る見積書について、F A X により受信し原本を徴取していない。（前年度注意事項）

- ・柳川市民体育館トイレ修繕
- ・柳川市民体育館カーテン修繕工事

エ 有明コミュニティセンターの機械警備業務について、委託契約書中甲の担当責任者欄に記入がない。

- オ 平成 30 年度本城町遺跡自然科学分析業務委託について、見積状況調書の見積書比較価格が誤っている。(前年度注意事項)
- カ 契約にあたり徴取した見積書に、日付の記載のないものがある。(前年度注意事項)
- キ 平成 30 年度本城町遺跡自然科学分析業務委託に係る検査員任命伺について、検査立会人の職氏名の訂正に砂消しゴムが使用されている。(前年度注意事項)
- ク 講師依頼について、依頼者名を記載せず文書を発出しているものがある。
- ケ 補助事業実施調査報告書に、調査実施年月日を誤っているものがある。
- コ 物品購入事務について、伺兼依頼書等に下記のものがある。
  - ・見積書徴取欄に記入がない。
  - ・納入検査日の記入がない。
  - ・納品確認日及び納入検査日が決裁日より前になっている。
  - ・決裁日の記入がない。
  - ・納入者欄に記入がない。
  - ・配当残額を誤記している。
  - ・伺兼依頼書の決裁日前に締結伺書が起案されている。
- サ 旅行命令書に下記のものがある。(前年度注意事項)
  - ・復命欄への記入がない。
  - ・旅費の訂正に訂正印の押印がない。
- シ 公用車運転日誌に下記のものがある。
  - ・使用年月日を誤っている。
  - ・使用年月日・時間、使用者氏名、使用目的、使用区間の記入がない。
- ス 起案文書に下記のものがある。
  - ・決裁日や施行日の記入がない。(前年度注意事項)
  - ・公印使用欄に取扱責任者印または押印者の押印がない。
- セ 現金領収書に下記のものがある。(前年度注意事項)
  - ・未使用分に出納員の押印がある。
  - ・年度や連続番号の記入がない。
- ソ 柳川古文書館の備品について、同日に購入し登録した 2 点の標識を、誤ってそれぞれ逆に貼付している。

タ 生涯学習課に事務局が置かれている実行委員会の会計処理について、下記のとおり改善を要するものが見受けられる。

(1) おもてなしマラソン大会実行委員会

- ・ 戻入伝票が起票されていない。
- ・ 支出伝票に決裁者の押印がない。
- ・ 支出伝票に領収書の添付がない。
- ・ 振込手数料に係る支出伝票が起票されていない。
- ・ 領収書に収入印紙の貼付がない。

(2) 第10代横綱雲龍顕彰記念少年相撲大会実行委員会

- ・ 支出伝票が誤った金額で起票されている。
- ・ 支出伝票に添付された領収書に日付の記入がない。

(3) 園田兄弟杯少年柔道大会実行委員会

- ・ 支出伝票に添付された領収書の金額が不足している。
- ・ 支出伝票が誤った金額で起票されている。
- ・ 支出伝票に添付された領収書に日付の記入がない。

《監査委員事務局》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

### 【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を遵守し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。
  
- イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に努められたい。